

# 平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録（第4号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成22年9月13日

## 【開会】

## 【議案第1号～議案第12号審査】

日程第1	議案第1号	平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	1
日程第2	議案第2号	平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第1号）	9
日程第3	議案第3号	平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	11
日程第4	議案第4号	平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算（第1号）	15
日程第5	議案第5号	平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第1号）	15
日程第6	議案第6号	平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	15
日程第7	議案第7号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第8	議案第8号	葛巻小学校屋内運動場整備工事の請負契約の締結に関し議決を 求めることについて	19
日程第9	議案第9号	財産の取得に関し議決を求めることについて	21
日程第10	議案第10号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増 加及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し 議決を求めることについて	23
日程第11	議案第11号	町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定 めることに関し議決を求めることについて	23

日程第 12 議案第 12 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・ 25

平成22年第24回葛巻町議会定例会会議録 第4号 (輝くふるさと常任委員会)						
告示年月日	平成22年8月18日(水)					
招集年月日	平成22年9月8日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年9月8日～平成22年9月17日 10日間					
会議の月日	平成22年9月13日(月) 開会10時00分 閉会12時07分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄		7番	高宮 一明	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

( 開会時刻 10時00分 )

委員長 ( 高宮一明君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の議事日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

歳出の分の8ページ、協働のまちづくり推進事業の補助金ですけれども、どういった内容で、どこの地区といたしますか、内容をお知らせいただきたいと思います。

委員長 ( 高宮一明君 )

総務企画課長。

総務企画課長 ( 村中英治君 )

今回の補正につきましては、当初予算措置をいたしました9,000,000円という金額がございますが、その後実際に各自治会から申請をいただきまして、受付をしてございます。夏祭り等、あるいはそういった事業等の関係で16自治会から申請がございますし、特認というような形で4自治体、その他もございまして、そういったものの申請を取りまとめまして、内示をして、決定をしまして、通知をしてございます。そういった中で、申請に基づきまして不足する部分を措置したものでございます。

中身といたしましては、今年度交付金の見直しをいたしまして、ふるさと加算というようなものを設けてございますが、そういった関係で各自治体から、9団体ほどでしょうか、活用いただきまして、そういう部分の増額が930,000円ほどございます。また、基盤整備ではトイレの水洗化等を今年度追加してございますが、そういったもの等のご利用もございまして、全体として不足する部分として1,516,000円を措置させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

委員長 ( 高宮一明君 )

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうしますと、新年度予算と一緒に補正ということで、新たにというようなことではなくて、全体的にというような補正ということでよろしいわけですね。

委員長（高宮一明君）  
総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）  
そのようにご理解をいただいて結構でございます。

委員長（高宮一明君）  
ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

9ページをお願いします。  
中程に地域エネルギーの資源利活用調査業務委託料が入っております。クリーンエネルギーの地産地消うんぬんというような説明があったと思いましたが、この内容と目的についてお伺いします。

委員長（高宮一明君）  
農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。  
葛巻町においては、平成10年に葛巻町新エネルギービジョンを策定し、これまで風力、あるいは太陽光、木質、畜ふんバイオマス等の施設の導入を図ってきたところでございます。  
今回総務省の緑の分権改革の一環として、地域資源を最大限に活用し、地域の活性化を図り、地域の自給力、創富力を高める地域主権型の構築を推進しているところでございますが、その中でのエネルギー施策も1項目あるわけでもございまして、本町はこれに手を挙げているところでございます。  
町は、先ほど言いましたとおり、エネルギー施策については、これまで取り組んできたところでございますが、今回さらに本町の豊かな自然、あるいは環境、地形等各地に賦存するさらなる太陽光、風力、バイオマス、あるいはさらに小水力、地中熱等の資源を把握し、導入可能な地域を対象とした新エネルギーの利活用について、具体策プランを検討するものでございます。  
今回この調査に当たっては、先ほども言いましたように、町の基幹産業であります酪農、さらには林業、そういった部分等のつながりをより一層強めるような具体的事業化への道筋を付けようとするものでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）  
橋場委員。

**橋場清廣委員**

非常に難しい説明だったように思いましたけども、いわゆる町の様々な自然のエネルギーが何があるかというものを調査すると、そして、それを基幹産業に利活用すると、そういったことでしょうか。ちょっと長い回答で、ちょっと難しかったので、もう1回お願いします。

**委員長（高宮一明君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（荒谷重君）**

正にそのとおりでございます。ちょっと長くなったのは大変失礼しました。基幹である、そういった基幹産業との結びつき、さらには住民が最も直に感じられるようなエネルギー導入等を図っていきたいということでございます。

**委員長（高宮一明君）**

橋場委員。

**橋場清廣委員**

町長にお伺いしたいのですが、今葛巻町のエネルギーの取り組みの中で一番住民が、いわゆる実感していない、されていないものというのは、やはり直にクリーンエネルギーの恩恵というか、そういうものが直接ないから、ただ施設だけがあって、やっているというだけの話で、住民にはいまいち、いわゆる実感としてないというのが現実にあるのですよね。したがって、こういったものを導入することによって、あるいはそういったものにも少し、町民に直結したものの何か成果、効果がこの調査で得られるものなのか、目的、そこら辺について、ちょっとお伺いします。

**委員長（高宮一明君）**

町長。

**町長（鈴木重男君）**

確かにそういった部分あるわけではありますが、こういった事業、この事業は国の総務省の緑の分権改革の中の目玉の大きな事業でありまして、100パーセント補助であります。こういった事業を導入しながら、町内にはまだまだ可能性が残っているだろうと、そんなふう思うわけでありまして。そういった調査をしていただく。

こちらからの提案とすれば、農地の未利用地、低利用地、あるいは耕作放棄地、こういったところにもエネルギー資源となるような植物の栽培もしながら、エネルギーに活用する、そういった方策も考えたいと、そう思っておりますので、そういった部分の試験研究であったり、あるいはまた、地中熱であったり、木質バイオマスエネルギーのも

う少し効率のいい活用がないか、そんなふうにも考えておりました、今後町の中心部にそういったエネルギーを供給する拠点施設を作ることが可能であるかどうか、そういったことも模索しながら、この事業を導入して、計画を立てたい、そんなふうを考えているところであります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私からは7ページの普通交付税と、それから16ページの災害対策費の2点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず普通交付税、非常に厳しい厳しいと言われながらも、今年度はこの普通交付税が全体では30億を超える、このような交付税の額になっております。ちょっと調べてみましたならば、この普通交付税が最高にきたのが平成11年度で3,630,000,000円ほどきているようですから、今の額と比べますと、額的には6億ぐらい当時が多かったのかなど。それからまた、三位一体改革で最低の額になったのは平成16年度、2,735,000,000円くらい、今より3億ぐらい少なくなってきたと。ずっと財政が厳しい厳しいというような言い方をしてきたわけですが、16年度以後ずっと、19年度を除けば順調に、また増額の傾向になってきているわけです。提案説明の中でも前年度と比較いたしますと3.6パーセント増になりましたというふうな説明がありました。額で106,000,000円ほどが増額の内容になってございますが、この普通交付税によって予算規模、あるいは決算規模も、この多寡によって非常に連動しているのが本町の実態でございまして、この普通交付税の占める割合、非常に大きいものがございまして。これによって予算編成がどのようになるか決まってくると言っても決して過言ではないような感じがいたします。この交付税の見直し等をどのようにお持ちになっているのでしょうか。その点を第1点としてお伺いをいたしたいと思います。

それから16ページの方ですが、災害対策費、手数料で147,000円、額的には非常に少ないものでございますから、説明によりますと、ドコモに加入している加入者については10月から災害情報サービスを提供いたしますよというふうなことでございました。この、もう少し具体的な内容、どのような形で、どのようなものを災害情報として提供していくのか、町全体の部分かとは思いますが、併せた地域情報、県内情報、そういったようなことも合わせてくるものかどうか、その点について、最初にお伺いいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは質問にお答えをいたします。

交付税の見直しについてということでしたが、今ご質問にもありましたとおり、交付税については平成11年度が3,630,000,000円という金額、ピークでございましたが、その後交付税の簡素化という改革がございまして、そのあと14、15、16年ごろ三位一体改革というようなことで、急激に年間で3億以上の交付税が減らされるという時期がございまして、ある意味それに合わせて予算規模を縮小せざるを得なかった。あるいは、いろいろな行政改革等にも取り組みながら、公共事業等も抑制しながらという部分がありましたのはご質問のとおりであろうかと思えます。

その後16年を最低にしまして、以降は少しずつではございますが、交付税が回復しているところでございますが、ピークのとくらべますと、8割を超えるぐらいにはなっているかと思えますが、まだまだ額的にはそこに戻ってきているわけではございません。

それで、国でも今来年以降の交付税の考え方については、三位一体改革前の復元という言葉も使っている部分もございまして、長期的にはそういうことも国では視野において、交付税については考えていただいているということがございまして、来年については概算要求が総務省から出ておりますが、総額的には若干伸びておりますが、出口ベースということになりますと、0.2パーセント減ということは、ほぼ今年度並みのものが概算要求で出ているというところでございます。

この方向性が今後どうなるかというのは、今いろいろ国の方の政治状況が動いてございますので、そういった関連等も含めて、12月ころにならなければ、もう少し具体的な方向性は見えてこないのかなと思えますが、いずれ16年以降は増える傾向できておりまして、来年にかけては少し率がまたさらに、ちょっと下がる、低めにはなるかもしれませんが、基調としては回復の方に向かっているというふうに考えているところでございますので、そういった観点から今後財政運営についても短期的には検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

次にエリアメールのご質問であろうかと思えます。

これにつきましては、現在このサービスを行っているのはNTTドコモだけでございます。ほかではまだやってございませんが、だんだんそういうサービスが普及してくれば、ほかのソフトバンクですとか、auとか、そういうところでも拡大するのではないかなというふうに言われてございますので、そういう段階になりましたら、そちらの方にも加入をして、なるべく多くの方々が受信をできるようにというふうに考えているところでございます。

実際には葛巻町の方でドコモの携帯を保有している方々が、一応3,000台というふうにドコモからお聞きしております。その中で2007年以降の機種についてそういう機能を、アドレス等を登録しなくても、ドコモが一斉に発信すると町内にいる方全員にそのメールが届くと、そういうシステムでございまして、アドレスを登録する必要がなく、いる人にはみんな届くということになります。その機能を持っている携帯が2007年以降の携帯ということで、その古い方々につきましては今回その対象になりませんので、今後新しい機種に買い換えたときから対応になっていくという部分で、現在半数の1,500台くらいが、そういうものが入った機種があるのではないかなというふう



に思っているところでございます。1,500台ありますと、3,000世帯くらいの町でございますので、あるいは家族1人にそういうメールが届けば、あるいはその家族内に周知を図っていただけるとか、そういうことも考えられますので、それなりに情報伝達の手段としては大きいものがあるのかなというふうに考えているところで、今回お願いをしたところでございます。

内容的には避難準備のための通報、あるいは避難勧告、避難指示、それからメニューとしてございますのは、津波警報、それから東海地震の警報、あるいはミサイルの発射情報、大規模テロ情報、そういったようなものまで入ってございますが、あと土砂災害警報ですね、これが入っております。それで、普通の警報が出たというだけではメールは流せないことになっております。警戒のほかに避難とか、そういう部分が想定されるというような段階から流せるということと、土砂災害警報が出たという段階ではこのメールが活用できるという内容になってございますので、警報が出ればすぐ、これを流せるということではございませんで、警報が出て、相当葛巻にも降るのではないかというような部分を判断しながら活用するという状況になってございまして、現在、去年北上市で、今年になってから紫波町と雫石町で導入をしてございまして、県内では4番目というふうになってございます。そういう状況のものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 委員長（高宮一明君）

ほかに。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

12ページですけれども、新型インフルエンザの予防接種、この中身について、今までこの予防接種を受けた人がいくらだったのか。それと、接種しないで残っている部分がどれくらいで、この金額で間に合うのかどうか、聞いてみたいと思ひています。

#### 委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（野表壽樹君）

現在このインフルエンザの接種については10月から実施ということでございますので、22年度についてはまだ接種者がいないということになります。それで、今回の補正ですけれども、新型インフルエンザの接種事業につきましては、現在の予防接種法等の改正案が4月13日に参議院で可決されましたが、衆議院での可決成立の見込みが現在のところ立たないということで、予防接種法による新臨時接種を前提に、法案が成立するまで、平成22年度の新型インフルエンザワクチン接種助成事業を実施するというふうな形になります。

それで、今回の補正で予定しておりますのは、町民税の非課税世帯、生活保護世帯のもの、すべて全額免除というふうな形であります。それから、町民税課税世帯につきま

しては、0歳児から高校生に相当するものにつきましては1回目、2回目、それから発熱等により接種ができなかった場合における費用全額を免除するというふうなものでございます。それで、13歳未満のものについては2回接種になるもので、ほかの人は原則1回接種というふうなものでございます。それから19歳以上の人につきましては1回目、2回目および発熱により接種を行えなかった場合に、2,000円を限度に助成をするというふうなものでございます。

それで、今回の接種者でございますけれども、平成21年度は優先接種対象者ということで、優先順位が決まっておりましたけれども、今回大きく変更になるものは、すべての町民ということで、優先順位を付けないというふうなことになるものでございます。そういったことから、あともう1つの大きな変更点は、季節性インフルエンザ、二価ワクチンになるわけですが、それに今回の新型インフルエンザ、一価ワクチンを加えた三価ワクチンということで、1回すれば新型と季節性のインフルエンザに効くというふうなものでございます。

そういったもので、今回の対象者全町民7,573人でありまして、国で見込んでおります接種率を参考に、接種率を町内では44.3パーセントということで、対象者を3,200人程度というふうに見込んでおります。それで、今回生活保護者、あるいは町民税非課税世帯960人ほどおりますけれども、これに対しては今回費用は3,823,000円、町民税課税世帯は2,246人を見込んでおまして、金額とすれば6,275,000円ほどを見込むものでございます。それで、当初予算にそれぞれ34,880,000円ほどを見込んでおりますので、今回の予算6,520,000円をお願いするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今課長の方から言われたように、21年度は順位制度があって、住民からは、もう私はやらしてもらえないという声はかなり聞かれたわけでございますけれども、22年度はその順位制は設けないということですが、やはり、きちんとこういう事業を取り組んでいくには、課長さんも考えていると思いますけれども、分かりやすく皆さんに配布しなければ、去年みたいな順位制、または低所得者とか、そういう人たちにはどういう金額を払えばいいかということの中身をしっかりお知らせいただきながら、このインフルエンザの活動に努めてもらえればなと思っておりますけれども、その点についてはどういうふうに考えていますか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

広報につきましては全戸にチラシ等々考えておりますけれども、現在、いわゆる接種ワクチン事業につきましては国と医療機関との契約になるものでございます。それで、まだその部分が進んでいないというふうなものと、先ほど申しました優先接種者、要項の中ではまだ生きているということで、その部分がまだ改正されていないということで、まだはっきりした部分がないということで、今月中旬以降にそれらがなされるということでございます。それらを待って、早急に皆さんにお知らせしたいというふうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

これは、それぞれの人の命を守ることにもつながると思いますけれども、やはりこういうことには、お金は少しでも足りなければ支援しながらやらなければならない事業だと思いますけれども、この定めた額でというふうなことではなくて、もしお金が足りない部分については、もうちょっと考えて100パーセント受けられるようにしていかなければならないかなと思っていますけれども、その点はどうですか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

100パーセント接種してというふうなご質問でございますけれども、できるだけ多くの皆さんに接種していただくように、広報等に努めてまいりたいと思います。

また、今回の接種事業の助成でございますけれども、管内、近隣市町村を見ましても当町の方が、現在の接種費用ですけれども6,150円、1回、2回合わせてかかるわけでございますが、その中でも高校生まではすべて無料というふうなことでございます。これは、近隣市町村を見ましても一番厚い助成となっているところでございますし、そういった観点からも集団で生活するといったところは、特にも配慮して助成するというふうな内容でございますので、ご理解賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

先ほどのエネルギーの調査業務でありますけれども、委託を2,500,000円でされるようになりますけれども、どういうところへ委託をされるのか。どういう方が調査をされるのか、その点についてお伺いします。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今回の調査事業につきましては、ある程度の実績、あるいはその能力等を兼ね備えた業者が必要かと思っております。詳細について、かなりの部分のデータ等も出てくるものと思っておりますので、これまでの他町村の事例等も踏まえて選定したいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第2号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場委員。

橋場清廣委員

7ページをお願いします。8款の保健事業費で衛生普及費、今回特定健診の未受診者等対策業務ということで、3,753,000円ほど計上されておりますけれども、これは言い方を変えれば、対策を講じなければならぬほど未受診者が多いということが言えるのかなと思っておりますけれども、町の実態、件数等を含めた実態をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

お答えをいたします。

国保医療の適正化につきましては、やはり特定健診を進め、自分の健康は自分で守っ

ていただくような考え方を、ぜひ普及したいと思っておるところでございますが、基本的な目標設定等もなされております。目標が、平成24年度については、長期的な見解から65パーセントほどの高い数値を掲げながらやっていくというようなことでございます。

そういう中で、葛巻の現状、岩手県の現状はどうなっているのかなというところでございますが、20年度の県の平均等を見ますと、37.4パーセントほどになっております。しからば、当町の受診率はどれくらいかという、主要施策の成果の123ページのところに記載になっておるわけでございますけれども、44.5パーセントというふうになってございます。

このレベルにつきましては、受診率等、県の集計等を見ますと、県下で10番ほどになっておるようございまして、上位3分の1くらいの受診率、健康の認識を持っておられる方がおられるというようなことで、決して低い数字ではないわけでございますけれども、やはり、これが医療費に跳ね返るといようなこと等もありますし、自分の健康を自分で守る認識を高めていただくというような観点から等も補正をお願いしておりますところをもってアンケート調査等を行って、さらなる目標に近づけるように努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

具体的には今事業のアンケート調査というふうなお話がありました。勧誘、いわゆる受診しましょうというパンフレットなども作りながら取り組んでいくのかなというふうな、最初の説明でそんなニュアンスを持っていましたけれども、具体的にそのアンケート調査ということは、いわゆる受診をしやすい実態というか、そういった対策をとるためのアンケート調査なのか。あるいは、それ以外の何か目的があるのか、そのアンケート調査の中身について伺います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（入月俊昭君）

ひとつは実際に未受診がおられるというふうなことで、なぜ健診を受けられないのかというふうなこと等が、そこにあると思います。そういうふうなこと等を掘り起こしながら、次の健診に結びつけていきたいというふうなことで、その点を探ってみたいなど思っておりました。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第3号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

今回も補正されていますけれども、今まで振り返ってみて、お話をあるところから聞いていますけれども、水道管が古くなって漏水といいますか、そういうことがあるようですが、年間にしたら、いくらぐらいの水が漏れているのか。そして、それを金額にしたら、いくらぐらい年間になっているのか、そういうのをしっかり修理なり、配管を工事することによって、このような補正も、皆さんの負担もなくなるとは思いますけれども、その点はどのような、今こういう水道についての事業に向けて進んでいるのかをお話いただきたいなと思っています。

#### 委員長(高宮一明君)

建設水道課長。

#### 建設水道課長(遠藤彰範君)

町全体の関係でございましょうか。

年回導水量からいきますと、大体420,000トンくらいになろうかなと思っております。非常に当町の場合には漏水率が高いというふうなご指摘等も県からも受けておるものでございます。金額に換算しますと、大体60,000,000円程度になろうかなと認識しております。

ただ、この漏水が100パーセント完了したというもので金額換算しただけの話でございまして、これは漏水が100パーセント修繕されたから、この60,000,000円が増収になるのだということではございませんので、その辺お含み願いたいと思います。以上でございまして。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり今回の補正はそういうもの考えたものではないというようなことですが、やはり、それが毎年毎年積み重なったような事業をやっていると、やはり、これは一般住民にも迷惑がかかるし、町としても大変だと思います。この点については早急に何らかの対策を必要とするのではないかと思いますけども、その点については町長どのように考えていますか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

簡易水道事業の今後の計画も含めてでございますが、お答え申し上げます。

これまで西部簡水が、そういう中で大変著しく老朽化が進んでいるというふうなこと等、あるいは統合しながら効率的なことなどもございまして、これまで進めてきたところでございます。そういう中に、約8億ほど投入しながら、5年間で完了して現在に至っているところではございますが、そういう中に全町的に見た場合、たびたび議会でも、いろいろ江川簡水の修繕といいますか、新たな改修事業ということなどの計画等についてもご質問あったところでございますが、そういう中に江川地区につきましても大変老朽化が進んできているというようなこともございまして、現段階で江川地区につきましても今後その対策を講じていかなければならないということで、いろいろ今試算もしながら、やはり水道会計の事業の中で、そういう設備投資がかなり今西部簡水、そして引き続き江川簡水ということになるわけでございますが、それらの財政見通し等も含めながら、今その対策に向けて検討しているところでございます。いずれ、全町的に今ご指摘いただいたような課題がありますので、総合的に検討させていただき対応させていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

町長さんも、葛巻町は人口より牛が多いというようなことですが、人であれば、どこかに行って水をもらうことはできるのですが、牛の場合はそれはできないと思いますけども、できるだけ早めに工事をやるようにできないものかどうか。本当に大変だと思いますよ。もし大きな土砂でもきて、管が古いから破裂した場合には、人であれば容器などを持って行って水を分けてくれということができるとは思いますが、おそらく動物ですので、人の何十倍も使うものですから、これは皆さんも分かるように、人が

飲む水と牛が飲む水と同じですので、その点をどのように、もし、そういうふうなことが想定された場合には、私としては早めにやった方がよいのではないかなと思います。

そしてまた、西部の水道が終わったわけでございますけども、例えば、これから江川から町、田部方面の方に進んでいくわけですけども、これからだと思えますけども、その分についての事業を進めていく場合には、水道水が今の現状のとおりでいくのですか。もうちょっと、おそらく西部の水道の何倍もかかると思えますけれども、自己負担もあり得ることなのですか。その辺を聞いてみたいなと思っています。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回のその整備にかかる事業費的な部分もお話ございましたが、江川地区全体的に見ました場合に、25億から30億程度事業費としては想定することになると、このように思っておるところでございます。

ただいま委員さんもおっしゃるとおり、それぞれの住民生活の利用、あるいは先ほどありましたように、酪農の町として乳牛等の飼育している方々には、特にもそういう部分の利用が多いわけでございますので、支障のないように、それについては万全を期していかなければならないと、このようにも考えております。そしてまた、当面そういう修繕等にも最善を尽くしながら、維持管理をしながら、そして長期的なその対策に向けましても、先ほど申し上げましたように、もう少し相当の財源が必要となるものでございますので、検討させていただきながら、早急な対応をとということで検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず一般住民も動物をあつかっている人、あつかっていない人、水道水を努力しながら、おそらく支払いをしていると思っております。ですが、この漏水がなければ、どれくらいの金額で一般住民から求めていけるのか、その辺も事業内容の中に含めて進めていただきたいなと思っています。1日も早く、一般住民も努力して水道水を払っていますので、その辺をよろしく願います。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

工事に対する負担の関係でございますが、これにつきましては町の事業として実施す



るものでございますので、この工事にかかる分についての住民の負担というのは考えていないところでございます。

委員長（高宮一明君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今お話したのは事業そのものではなくて水道料金、それを一般住民も飲む人、または動物をあつかう人、努力しながら水道を使った分について払っているわけですので、やはり町としても、その漏水の部分については早めに改善させて、検討してもらいたいなと思っていますので、その辺をよろしくお願いします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の漏水等に伴っての住民の料金への跳ね返りといいますか、そういったふうなこと等もあろうかと思いますが、これにつきましては町の管理上、そういう今お話しましたように、その漏水している部分等が60,000,000円ほどにもなりますよということではございますが、実質的に住民に対するその料金を加算しながら、何といいますか、料金設定しているということではございませんので、住民の料金の負担がさらに負担になるというふうな形の対応というのは現在はなっておりませんが、いずれ課題といたしまして、その事業全体を運営していく中での課題といたしまして、そういう状況の老朽といいますか、漏水が進んでいるということで、対策も講じながら、その施設管理運営を万全を期してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、平成22年度葛巻町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号、平成22年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第6号、平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号、平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時5分まで休憩します。

(休憩時刻 10時50分)

(再開時刻 11時05分)

#### 委員長(高宮一明君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の一般職の給与改定の条例でございしますが、より具体的に名称などが羅列されたというふうなことでございしますが、一般的に全国的な傾向といたしましては、この職員に係る部分の給与の天引き、いわゆるチェックオフの関係なわけではございしますが、これについては組合費の天引きというふうなものが、非常にいろいろな話題を呼んでいるようではございします。町当局では、こういったような組合費をチェックオフするというふうなことについては、便宜供与とか、そういったような観点はどのようにお考えになっているのでしょうか。それからまた、同じような取り扱いでも親睦会費等々の取り扱い、こういったような条例すべて規定すればできるのかどうか、そういったような考え方は、どのようなお考えを持っているのでしょうか。

#### 委員長(高宮一明君)

総務企画課長。

#### 総務企画課長(村中英治君)

ただいまの質問にお答えいたします。

組合費の天引きについてでございます。提案説明のときにも申し上げましたが、国会の審議で組合費の天引きということにつきまして議論があったということでございまして、その結果地方公共団体の確認を求められて、そういった中で組合費等の天引きにつきまして条例の規定等が欠けていたというようなことでございまして、その部分につ

いて今回しっかりと規定をしたいということで、ご提案を申し上げているところですが、当町の場合につきましては職員組合が1団体ということで過去推移してございます。

そういった中で、ほとんどの職員が同じ職員組合に入っていると、それなりの活動等もしているということでございまして、そういった意味では、県ですとか、大きいところになりますと組合が何種類かあるとか、そういうケースもございまして。そういうケースの場合には、一部の団体については天引きをしてあげますよとか、一部の職員団体については天引きできませんよというようなことになりますと、便宜供与といいますが、そういうことも相当考えられるものでございまして、当町に限ってはずっと1団体で、規定の根拠は欠けておりましたが、ずっと天引きしてきたということがございまして、そういうものはあまりならないのかなというようなことで、今回規定をさせていただいているところでございます。

それから課長会、あるいは各課の親睦会費の関係では、一部天引きを行っていたもの等がございまして、これにつきましては今回整備をする中で規定には盛り込んでおりません。これにつきましては、他団体等でも親睦会費を天引きという団体が県内にもございまして。そういう中で天引きの範囲、なるべく限定したものという法の趣旨からいきますと、そういったものまではということで、今回見直しをする中で、これについては今後は天引きをしないということで対応しようという考えでございまして。以上でございます。

#### 委員長（高宮一明君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

したがって、便宜供与には当たらないというふうなことになるでしょうか。

提案説明の際にも自治省から指摘されたというふう話がありました。このチェックオフに関する緊急点検、自己点検の結果というふうなことで、これは公表されているようでございますが、岩手県では7町村指摘されているようで、葛巻がその一番最初に名前が載ってございまして、条例の根拠規定の有無で無とした市町村の中のひとつに、このようなことで今回盛り込んだというふうに私は理解しているわけですが、こういったような規定については条例でなければならないというふうに地方公務員法でなっているようでございますが、その一般職員は団結権はございまして、団体交渉権が一部制約され、労使協定を締結することはできないというふうなことになるようでございます。このため、給与からの天引きは条例で定めなければ地方公務員法には違反しますよというふうなことで今回の改正であろうというふうに思っております。

一方、この職員組合などに加入している現業の組合でございまして、これは条例の影響を受けないというふうなことのように私は解釈しておりますけれども、こういったような今回の改正に当たっては、町当局の方で積極的にこのような取り扱いをしようとい

うふうな考えになったのか、あるいは職員組合の方からこのような形でのチェックオフをしていただきたいと、条例改正をしていただきたいというふうになったのか、その事情についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今回の見直しに当たりましては、国の方でチェックオフの確認、自己点検をなさいということでございましたが、これについては条例に規定がなくて、組合費あるいはそれ以外のものを引いているものがありますかということでございまして、基本的には条例に規定をすれば、その問題についてはどういう中身のものということではなくて、規定しているかどうか、規定しないで引いているのが問題ありますよということでの確認でございました。そういう観点もございまして、もうひとつは過去ずっと、いつからというのは、ちょっとそこまでは確認できませんが、何十年にわたって、そういう形で規定がないままに組合費を天引きしてきたという部分がございます、今回組合との関係では、特に給料天引きを今後も条例化して続けることについて、何かの問題と合わせて交渉したということではなくて、これについては当局、こちらとしまして従前どおりの対応、実際的な対応を今後していきたいけれどもどうでしょうかという程度の話を見せていただいたところでございまして、それについては異議はないというふうなご返事をいただいて、今回このように規定をしたところでございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

組合のことですから団体なわけでございますが、その中で例えば私の組合費は徴収しないでいただきたいというふうな申し出があったと、個人からそういったような場合の取り扱いはどのような形なのか。

それからまた、県内のこういったような部分での県、あるいは県内市町村の状況はどのような組合費のチェックオフの関係になっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

組合費を給料から天引きするかどうかにつきましては、個人がこちらの方に申し出るということではなくて、あくまで個人と組合との関係、組合を通じて給料天引きする、しないということがきますので、直接個人から総務企画課の方に話があっても、それは

組合を通してくださいというようなことになりますので、直接組合員との関わりということではなく、組合を通じてということになっていることでございます。

それから、他との状況ということでございますが、広く確認をしているわけではございませんが、県内、特に管内におきましては全市町村が組合費の天引きというのを規定してやっているところがございます、管内では葛巻町だけ規定がなかったという状況でございます。

#### 委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8、議案第8号、葛巻小学校屋内運動場整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

葛小の屋内運動場、この件についてでございますが、大規模な運動場の整備でございます。通常でありますと、夏休み前に発注したうえで、冬休みを経過した時点で通常は完成すれば、一番授業にも大きな支障が出ないのかなというふうにも思われますが、この契約については、この契約が遅れたのかどうかはちょっと分かりませんが、その辺の事情はどうなのでしょう。

この工期が2月28日までになっておりますから、こういったような部分については、特に卒業式に間に合うのかどうか。

あるいは今県南の方で話題になっておりますけれども、このシックハウスの心配等は、こういったような問題では出てこないものかどうか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 委員長（高宮一明君）

教育次長。

**教育委員会教育次長（近藤勝義君）**

大きな工事の契約状況、この時期になったことについてということですので、担当課としての見解をご答弁させていただきます。

この事業につきましては、計画上から、現在の建物、それから隣接をする野外音楽堂を取り壊して、その跡地に建設をするということから、設計は21年度で完成をしておりますが、その取り壊し工事が発注、それと併せた形での本体工事の発注をしなければならないということから、取り壊し工事の方の設計、その発注の状況を見ながら考えてきました。

それから、もう1点は県と一体的に進めております、まちなか再生計画の中で大変重要なポイントを占める場所になりますから、それらの考え方と一体的な色彩であったり、場所、周辺的环境整備、それらを考慮しなければならないということで一体的に考えてまいりました。そういったことから、この時期になっております。

工期につきましては2月28日、これは卒業式、せっかくですから最大のイベントである卒業式には、ぜひとも間に合わせなければならないということになりますし、標準工期からすると少し、最大限とする200数日になりますが、それを最大限50日考慮する150日より、160日ですから、少し工期を、十分ということにはなりません、しっかりとした工期を捉えております。

これから工事の施工管理を発注するわけですが、その管理業者と一体的に工事の進捗状況を踏まえながら確認をし、大きなイベント等にはしっかりと間に合うように対応していきたいというふうに思っております。

シックハウスの問題については心配ないというふうに考えております。

**委員長（高宮一明君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

内容については分かりました。

学校のことでございますから、やはり環境整備などに少し手間取ったというふうな今説明でしょうか。しかしながら、教育はそれよりも、さらに大事なわけでございますので、やはりこういうふうな部分については、その取り壊しが遅れたとか、そういうふうな環境整備が遅れたというふうなことではなくて、やはり十分な、もう前年度から設計などを組んでいるわけですから、そういったような教育に係る部分については十分な、やはり配慮が私は必要ではないのかなど。そして、この工期も少し余裕があるくらいでの卒業式に間に合わせるといのが本来の私は筋道ではないのかなど、このように思います。ですから、こういったような事前に取り組む姿勢が私は大事ではないのかなど、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

**委員長（高宮一明君）**

教育次長。

**教育委員会教育次長（近藤勝義君）**

お答えをいたします。

確かに教育的な配慮ということが重要だというふうに考えております。そういった観点からいきますと、現在の古い建物に対する愛着もありますから、この時期にはこういった形で進められますということで、現在の葛巻小学校の校長先生を始め、あるいはPTAの皆さんに一定の説明をしながら進めてまいりました。そういった中での他の要素との兼ね合いもありまして、その都度学校には説明をしながら、現在の施設とのお別れ会的なものであったり、いつまで使えるかということ相談しながら進めてまいりました。ご指摘の教育的配慮が少し足りないということは、甘んじて受けなければなりません。できる限り学校現場と相談をしながら、あるいはその他の事情等を考慮しながら進めてまいりましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**委員長（高宮一明君）**

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第8号、葛巻小学校屋内運動場整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この財産取得に関しての入札結果はどのような結果だったのでしょうか。工事入札で示していただいておりますが、そのような形で示していただければ大変ありがたいなど、このように思います。

それからまた、114台で6,478,500円でございます。これを単純に割りますと、1台あたり56,828円となるわけでございますが、こういったような部分については低価格、あるいはメーカー等の機種はどのような形での入札条件になったのでしょうか。



委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えをいたします。

入札の関係でございますが、従来工事以外の入札等につきましては、といたしますか、工事等の入札について報告をさせていただいてございまして、物品の入札ということで資料等配付になっていないところでございますが、指名業者でございますが、町内の電気店3社ということで入札を行ったところでございます。その際予定価格が7,000,000円を超えてございましたので、条例の規定に基づきまして今回議決案件ということで提案をさせていただいておりますが、実際の契約金額は7,000,000円を下回るという状況になっているところでございます。

なお、テレビが114台ということでございますが、テレビにつきましては40インチから32インチが全体の大部分を占めておりますが、あるいは18インチのものと3種類程度のテレビになってございまして、より町民が見られるようなところは40インチという大きなものになっておりますし、仕様についても、こちらで示したものがございまして、事前にどういった機種で入札するというものを出していただきまして、それであれば、こちらで示したものに該当するというので、すべて国産のテレビでございますが、そういう確認をしたうえで入札をさせていただいているところでございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

議案の中身ではないのですが、代表取締役、近藤慎一さんの慎の字、これは正しくは違うと思いますよ、慎の字が。確認されて、もし間違っていたら訂正された方がいい。慎の字が違うと思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは確認をさせていただきまして、もし違っている場合には訂正をさせていただくということでご了解いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第9号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第10号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第11号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この損害賠償の議決でございしますが、事故の発生日が1月14日というふうなことで、非常に時間がかかっているわけでございます。提案説明の中でも、相手方が納得しなかったというふうな理由を挙げておられますが、こういったような一連の経過で、あまり賠償金額等などについても、そう高額ではないというふうに思われますけども、相手方1割、町が9割、そしてこのくらい。かなり、こういったような部分については人

身事故が伴わない部分につきましては早急に、そういったような部分については通常は和解がなされるものと想定しておりますが、その一連の経過を詳しくお知らせいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今回ご提案申し上げました案件につきましては、1月14日に事故が発生したということでございまして、実は3月の最後の臨時議会の際に1件和解の議案を提案してございましたが、本来はその際に2件提案ということで、ずっと準備を進めてございました。その時点では、それまでには示談の了承がされる見込みだということで、3月の初めから聞いてございまして、そういう中で順調に進んでいるものというふうに思っていたのですが、直前になりまして、片方はいいのだけれども、もう一つの方は、まだ時間がかかって間に合わない感じですよというようなことが入ってきて、そこをお伺いしますと、1割だけ相手の負担があるという部分について、ちょっとこだわっておられるということで、今のご質問にありましたとおり、1割というと1,600円ほどの金額にしかありませんが、ローダーが右の道路の方にちょっと入って、雪を下ろすために入って、場所柄あまり通行がないところだということで、運転手がちょっと油断した部分があると思いますが、うしろから来たクロネコヤマトさんは、そういうことはよくあると思いますが、入ったすきに通り抜けていこうと、あるいは避けてくれたのかなというふうに勘違いというか、通常そういうことはあるのではないかと思います。そういう中で通ったら、バックしてきて、ぶつかったということで、そういう意味では大半の過失は町にあるのだらうと思いますが、お互いに走って走行している中での事故ということで、こういったケースではほとんど、1割ぐらいは相手にも非があるという例が通常ではないのかなと思いますが、そういったことで、町がお願いしている保険会社があるわけですが、そちらの方の関係でも、なかなか、そこを譲ってということにもならないケースということで、しばらく時間をおいて、また交渉していきましようという中で、6月にも間に合わなくて、今回に至ったという経緯でございまして、その間特に町とやりとりがいっぱいあったということではなくて、保険会社さんの方で時期を見ながら、何度か交渉していただいて、今回分かりましたということになったと、そういう状況でござい

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 11 号、町有自動車事故に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に日程第 12、議案第 12 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質問は私生活にわたらないようにご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 12 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり同意されました。

ここで、11 時 45 分まで休憩します。

当局の方々は退席しても結構です。

なお、この後第 4 会議室において要請審査を行いますので、移動願います。

それでは、休憩に入ります。

(休憩時刻 11 時 35 分)

(再開時刻 11 時 45 分)

※第 4 会議室において要請審査

(閉会時刻 12 時 07 分)